

川越市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第 5 5 号

川越市財産規則の一部を改正する規則

川越市財産規則（昭和 3 9 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、川越市行政財産の使用料に関する条例（平成 4 年条例第 2 6 号）第 3 条第 2 項に規定する休日等において、自動車（市長が別に定めるものに限る。）の駐車のため同項に規定する南北駐車場の使用の許可を受けようとする場合は、この限りでない。

第 2 2 条第 2 項中「使用の許可の申請」を「前項本文の規定による使用の許可の申請（次項において「使用許可申請」という。）」に改め、同条第 3 項中「使用の許可の申請」を「使用許可申請」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。